

第 51 期平成 27 年度第 4 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書（写）

- 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）



2015年8月12日

香川労働局長
藤永 芳樹 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
議長 堤 昭



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出

8月4日、香川地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を17円引き上げ、719円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

2013年以降、3年連続して二桁の引き上げや目安額の上乗せを答申されたことについては、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力に敬意を表するものです。しかし、専門部会での議論経過が明らかにならず、示された引上げ額を客観的に見るならば、異議を申し出ざるを得ません。

この金額では、デフレ不況から脱却し景気回復を引き寄せるための消費購買力の向上も、ワーキングプアの解消と均等待遇への接近も、地域間の賃金格差の解消も、十分にはかることはできず、さらなる上積みが必要です。

については、今年度の香川県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準でなければなりません。

2 「早期に800円以下をなくし、2020年までに平均1000円に」という雇用戦略対話の合意の達成をめざす改正をするべきです。

3 答申の引き上げでは、最低賃金の地域間格差がますます拡大してしまいます。最高額の東京の907円と本県との差は188円におよびます。これでは、労働者の流出に歯止めがかかりません。

4 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,000円は必要です。一度に時間額1,000円にできないのであれば、到達年度を確認しつつ、

今年度の引き上げ額を議論すべきです。

5 なお、以上の再審議の前提として、答申が引き上げ額17円を妥当とした根拠について明らかにして下さい。私たちは、専門部会を公開し傍聴を認めるよう求めてきましたが、それが実現していないわけですから、答申には主要な論点・根拠・採決にあたっての労使の態度等を書き込むべきです。このことについての改善を行って下さい。答申された時間額719円が憲法25条や労働基準法第1条の趣旨に足りる金額だと言うのであれば、それはどのような金額となるのか、年収ベースでも示して下さい。

6 最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業への支援策の拡充が必要不可欠です。地域経済振興策や官公需発注において中小企業を優先的に位置づけたり、公正取引ルールの確立に向けた制度改善を行ったり、最低賃金の改善にかかわる「業務改善助成金」を拡充するなど、香川地方最低賃金審議会として、政府が行うべき必要な施策についての意見表明を行って下さい。

7 社会保障負担を上乗せした最低賃金の明示について

現在の最低賃金は、支給する最低の時間賃金額を決めているだけであり、年金・健保などの社会保障費は考慮されていません。雇用者が多ければ、社会保障費の半分を使用者が負担しますが、雇用者が少数の場合は、労働者自らが社会保障費の全額を負担しているのが実態です。近年は「ブラック企業」と言われる法令すら守らない使用者もあり、労働者負担増のみならず、社会保障財源にも負担をかけています。社会保障制度を安定させるためにも、使用者が社会保障費を負担しない労働者の最低賃金は、社会保障必要額を上乗せした金額も示すよう、政府や中央最賃審議会に意見表明を行って下さい。

異議申出の理由

1 最低賃金は人たるに値する生活を支えるものでなければなりません。

時間額719円では、月150時間(年間1800時間相当)働いたとしても、月額107,850円、年額1,294,200円にしかなりません。ワーキングプアの水準とされる年収200万円にも遠く及ばず、この額で、労働基準法第1条でいう「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」ことができるでしょうか。最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながるのでしょうか。

最低賃金が「時間額1000円」にはるかに及ばない水準にとどまっているのは、審議において、労働者の生計費という観点が本当に重視されていないからではないかと考えています。

貧困ラインの目安である年収200万円を得るには、時間額1000円でも年間2000時間就労しなければなりません。したがって、1000円など、最低賃金の最低限のラインではないでしょうか。

人間らしい最低限の生活を営むには、改正後の時間額719円では到底不十分であり、再審議が必要と考えます。

2 時間額1000円の実現に向けた計画的な改善が必要です。

2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気

状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」との政労使合意が行われています。この合意は「2020年までの目標」として設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められています。今回のような改定額では、いつになったら達成できるのか、はなはだ疑問です。

3 今回の答申では地域間格差をさらに拡大させました。
最低賃金の上位地方などと、本県との差は、以下のとおりです。

地方	ランク	改定額	引上げ額	引上率	本県との差
東京	A	907円	19円	2.14%	188円
大阪	A	858円	20円	2.39%	139円
兵庫	B	794円	18円	2.32%	75円
広島	B	769円	19円	2.53%	50円
岡山	C	735円	16円	2.23%	16円
香川	C	719円	17円	2.42%	—

今回の改正答申では、同ランクである隣県の岡山県との差は1円縮小したものの、Aランク、Bランクの地方とは地域間格差が拡大しました。

先に提出した意見書でも紹介したところですが、私たちが東北、首都圏、東海、近畿、中国、四国、九州等各地で調査を行い、明らかにした「最低生計費試算」結果によれば、Bランクの京都府や広島県での生計費は、本県を下まわっています。本県の25歳単身男性の必要最低生計費は年間265万円、173.8時間の時間額換算で1,273円です。

本年は、中央最低賃金審議会でも地域間格差の解消が大きなポイントとなったことから、本県審議会でも、地域間格差の解消も課題として議論されていると推察します。そのため、地域間格差の解消に向けて、全国一律最低賃金制導入の必要性について答申で言及することが、重要になっています。

25歳単身者・賃貸ワンルームマンションに居住という条件で試算													
都道府県	岩手県	福島県	首都圏	静岡県	新潟県	愛知県	京都府	広島県	香川県	徳島県	高知県	長崎県	平均値
自治体名	北上市	会津若松市	さいたま市	静岡市	新潟市	名古屋市	京都市	広島市	高松市	徳島市	高知市	大村市	
最賃ランク	D	C	A-B	B	C	A	B	B	C	D	D	D	
消費支出	170,561	173,051	174,406	173,549	178,438	167,316	149,895	169,945	162,811	161,368	166,410	163,571	166,777
食費	40,822	40,822	39,564	38,695	38,024	41,194	41,011	41,658	39,024	39,521	38,966	42,194	40,126
住居費	30,000	30,000	54,167	42,000	38,000	47,000	41,250	40,770	35,000	36,000	35,000	30,000	38,266
水道・光熱	9,017	9,071	6,552	6,993	11,064	7,837	6,161	6,998	5,991	7,017	6,611	7,546	7,572
家具・家事用品	3,362	3,417	3,881	2,686	3,765	3,856	4,100	4,793	6,160	3,841	3,841	3,401	3,925
被服・履物	5,232	5,689	7,548	5,838	6,951	4,764	7,090	9,538	7,576	7,381	7,381	4,654	6,637
保健医療	2,465	2,465	2,465	2,420	4,188	2,465	2,062	2,674	2,420	2,492	2,420	2,465	2,583
交通・通信	40,252	42,252	13,214	40,082	43,328	16,635	12,703	14,995	34,862	34,391	34,862	35,550	30,844
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	16,608	16,650	13,273	15,417	14,970	17,167	14,995	20,397	11,645	10,679	16,346	15,522	15,807
その他	22,803	22,685	23,742	19,418	18,148	24,378	20,523	18,122	20,133	20,046	20,963	21,239	21,017
非消費支出	40,294	42,603	42,395	44,863	46,658	39,223	32,884	43,397	42,417	42,516	42,243	39,047	41,543
予備費	17,000	17,000	17,000	17,355	17,800	17,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,516
最低生計費・月額	227,856	232,654	233,801	235,757	242,896	223,539	197,779	219,332	221,228	219,883	224,653	216,618	224,833
年額(税込)	2,734,260	2,791,848	2,805,612	2,829,084	2,914,752	2,682,468	2,373,348	2,631,984	2,654,736	2,638,596	2,695,836	2,623,416	2,697,995
月150時間換算	1,519	1,551	1,559	1,572	1,619	1,490	1,319	1,462	1,475	1,466	1,498	1,457	1,499
月155時間換算	1,470	1,501	1,508	1,521	1,567	1,442	1,276	1,415	1,427	1,419	1,449	1,410	1,451
173.8時間換算	1,311	1,339	1,345	1,356	1,398	1,286	1,138	1,262	1,273	1,265	1,293	1,258	1,294
調査実施時期	2010年7月	2010年7月	2008年8月	2008年9月	2015年5月	2010年10月	2006年7月	2012年1月	2012年7月	2012年7月	2012年7月	2009年3月	

※ 算定の方法：マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）で試算。

4 中小企業支援策の拡充は待たなし。

もちろん最低賃金の引き上げは企業にとってコストアップとなります。しかし、低賃金で人がすぐに辞める職場では、常に人を募集し、新人に一から仕事を教えることとなります。コストがかかり、生産性はあがりません。もし、まともな賃金が保障されるなら、労働者は転職先を探さずに今の職場に定着し、技能や知識を蓄積して労働の「質」を高め、それにより生産性も高まるのではないのでしょうか。

アベノミクス効果の恩恵を受けない本県において、中小企業の経営困難性は十分理解できますから、最低賃金の引き上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が重要です。

業務改善助成金、最賃引き上げに向けた中小企業相談支援事業などの取り組みが行われていますが、現状は欧米の支援策に比べるとあまりにも貧弱です。

そのためにも、各種の助成策、融資制度の改善や借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の配慮などが強く求められます。元請け企業が単価叩きなどしないよう、公正取引の監視を強め、最低賃金引き上げのコストが適正に単価に転嫁できるように取引のあり方を改善させることも重要だと考えます。

5 最後に香川県における最低賃金審議会では、実質的な審議が非公開の専門部会に委ねられており、公開とすべきです。また、働く貧困層の生活実態と切実な声が審議に反映されるよう改めて求めます。

以上

最低生計費試算調査・総括表

2015年5月/全国労働組合総連合

25歳単身者・賃貸ワンルームマンションに居住という条件で試算

都道府県 自治体名	岩手県 北上市	福島県 会津若松市	首都圏 さいたま市	静岡県 静岡市	新潟県 新潟市	愛知県 名古屋	京都府 京都市	広島県 広島市	香川県 高松市	徳島県 徳島市	高知県 高知市	長崎県 大村市	平均値
最賃ランク	D	C	A-B	B	C	A	B	B	C	D	D	D	
消費支出	170,561	173,051	174,406	173,549	178,438	167,316	149,895	159,945	162,811	161,368	166,410	163,571	166,777
食費	40,822	40,822	39,564	38,695	38,024	41,194	41,011	41,658	39,024	39,521	38,986	42,194	40,126
住居費	30,000	30,000	54,167	42,000	38,000	47,000	41,250	40,770	35,000	36,000	35,000	30,000	38,266
水道・光熱	9,017	9,071	6,552	6,993	11,064	7,837	6,161	6,998	5,991	7,017	6,611	7,546	7,572
家具・家事用品	3,362	3,417	3,881	2,686	3,765	3,856	4,100	4,793	6,160	3,841	3,841	3,401	3,925
被服・履物	5,232	5,689	7,548	5,838	6,951	4,764	7,090	9,538	7,576	7,381	7,381	4,654	6,637
保健医療	2,465	2,465	2,465	2,420	4,188	2,465	2,062	2,674	2,420	2,492	2,420	2,465	2,583
交通・通信	40,252	42,252	18,214	40,082	43,328	18,635	12,703	14,995	34,862	34,391	34,862	35,550	30,844
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	16,608	16,650	18,273	15,417	14,970	17,187	14,995	20,397	11,645	10,679	16,346	16,522	15,807
その他	22,803	22,685	23,742	19,418	18,148	24,378	20,523	18,122	20,133	20,046	20,963	21,239	21,017
非消費支出	40,294	42,603	42,395	44,853	46,658	39,223	32,884	43,387	42,417	42,515	42,243	39,047	41,543
予備費	17,000	17,000	17,000	17,355	17,800	17,000	15,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,513
最低生計費・月額	227,855	232,654	233,801	235,757	242,896	223,539	197,779	219,332	221,228	219,883	224,653	218,618	224,833
年額(税込)	2,734,260	2,791,848	2,805,612	2,829,084	2,914,752	2,682,468	2,373,348	2,631,984	2,654,736	2,638,596	2,695,836	2,623,416	2,697,995
月150時間換算	1,519	1,551	1,559	1,572	1,619	1,490	1,319	1,462	1,475	1,466	1,498	1,457	1,499
月155時間換算	1,470	1,501	1,508	1,521	1,567	1,442	1,276	1,415	1,427	1,419	1,449	1,410	1,451
173.8時間換算	1,311	1,339	1,345	1,356	1,398	1,286	1,138	1,262	1,273	1,265	1,293	1,258	1,294
2015答申額	705	705	820	783	731	820	807	769	719	695			
調査実施時期	2010年7月	2010年7月	2008年8月	2008年9月	2015年5月	2010年10月	2006年7月	2012年1月	2012年7月	2012年7月	2012年7月	2009年3月	

※ 算定の方法：マーケット・バスケット方式(全物量積み上げ方式)で試算。



香タク協第35号
平成27年8月19日

香川労働局長
藤永 芳樹 殿

香川県タクシー協同組合
理事長 川畑 政廣



香川地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書

平成27年8月4日に香川地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金に関して、下記のとおり異議申出を行います。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、時間額を現行の702円から17円引き上げることが適当であるとするものですが、香川県の最低賃金を3年連続で2桁の額で引き上げるとともに、中央最低賃金審議会の目安額に上積みして大幅に引き上げるものとなっています。これはタクシー事業における賃金支払能力を全く無視した内容のものであり、誠に遺憾と言わざるを得ません。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、タクシー業界においても強く願望するものであります。

しかしながら、賃金の引き上げは生産性が向上し、雇用の場が確保されるとともに事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではなく、大幅な最低賃金の引き上げ改定に強く異議の申出をいたします。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に輸送人員が減少傾向にある中で、平成14年2月から規制緩和が実施されたことにより、需給バランスの均衡が崩れるとともに、乗務員の労働条件が著しく悪化しました。

このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、これに基づき地域の協議会において適正化・活性化に取り組んでいくことになっているものの、昨年4月1日からの消費税率引き上げの影響もあり、いまだに労働条件を改善するまでに至っておらず、大変厳しい状況が続いております。

加えて、輸送人員の減少、燃料価格の上昇、一昨年度の自動車損害賠償責任保険料の大幅な引き上げ等、タクシー事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

また、昨年4月1日からの消費税率引き上げに伴うタクシーメーターの改造費用は事業者にとって大きな負担となっており、こうした中での最低賃金の引き上げは事業存続に大きな影響を与え、労務倒産の危険性すら指摘されるところです。

貴職におかれましては、経済状況が業種により大きく異なっていることにご理解・ご配慮を賜り、特にタクシー業界の実態にご理解を頂き、最低賃金の改定に当たっては慎重なご審議をよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 8 月 4 日

香川労働局長
藤永 芳樹 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 27 年 7 月 7 日付け香労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成 25 年 10 月 24 日発効の香川県最低賃金（時間額 686 円）は平成 25 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

香川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
香川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 719 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成27年10月1日

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 686円
- (3) 発効日 平成25年10月24日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成25年度
- (3) 生活保護水準（平成25年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,520円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

686円（香川県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.835（可処分所得の総所得に対する比率※）＝99,554円